

「ドンドン語ろう！ in 植木」 (平成30年4月26日 植木文化センター) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：61名

No.	ご意見	回答	局	担当課
1	<p>■男女共同参画に関することについて</p> <p>1) 平成29年度から男女共同参画室が男女共同参画課となったが、市長の思いを聞きたい。</p> <p>2) 私は県の地域リーダー研修卒業生で自主的に地域における男女共同参画推進に取り組んでおり、現在、熊本県つばさの会会長。本年4月には、熊本市男女共同参画推進課長から、男女共同参画の推進について、話を聞くことができた。基本計画の達成目標も難しい状況のようだ。ダイバーシティ&インクルージョン等への行政や市民の理解が不十分のようだ。政令指定都市となり、五つの区ができたが、男女共同参画課の活動が各区にスムーズに届き、それが市民一人ひとりに流れていく道筋を作ってほしい。</p> <p>3) 何事も基軸は人づくりである。市も男女共同参画推進員を募り、人づくりに取り組んでいることは承知している。しかし、以前あった市の養成システムはなくなっている。県は現在2泊3日の東京及び周辺の先進地域の研修を全市町村に呼びかけ、人材育成を行っている。素晴らしい内容の研修だが、市が独自にできないとなれば、ぜひ県と共催で人づくりに取り組んでほしい。また、人づくりとはリーダーとなる行政マンも無論含むものである。</p>	<p>1) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、人口減少・少子高齢化がますます進展する中、上質な生活都市として活力を維持していくためには、性別にかかわらず誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現が不可欠であることから、女性の活躍推進や働き方改革、性的少数者への支援、セクハラ・DVなど女性に対する暴力の根絶など、市全体としてしっかり取り組むべき課題と認識している。 ・これらの課題解決に向け、男女共同参画行政の充実を図るため、平成28年度より男女共同参画担当部署の課相当への格上げを行ったものである。 ・このことにより、熊本地震発災時にはいち早く避難所における性暴力・DV防止対策や環境改善活動（避難所キャラバン）へ取り組んだほか、女性の活躍推進計画を策定するなど、結果として機能の強化や方針決定のスピードアップにつながっているものと考えている。 <p>2) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区との連携事業として、毎年各区で男女共同参画に関する事業（男性料理教室等）を企画・開催しているほか、市民団体との協働による「北区男女共生会議」の開催にも取り組んでいる。 ・今年度については、地域における男女共同参画をテーマとしたシンポジウムの開催についても検討しており、今後も各区のまちづくりセンター等とも連携し、男女共同参画の視点に基づく地域活動の推進を図っていく。 <p>3) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市では「男女共同参画地域推進員」制度を平成14年から開設し、平成30年4月現在で137名（うち女性99名）の登録がっており、昨年度は校区自治協議会の会長として活躍している女性の方を講師に招いた研修会を開催した。 ・また、平成28年度より「女性の活躍推進事業」を本市の重点事業と位置づけ、『働く女性の大会 in くまもと』などの事業を展開しており、熊本連携中枢都市圏の枠組みも活用し、本市だけにとどまらず地域全体として効果が広く波及するよう取り組んでいる。 ・さらに、本市男女共同参画センターはあもにいの事業としては、政策や方針決定の場に参画し、活躍できる指導的地位に立つ女性人材の発掘や養成、ネットワークの構築を目的として「はあもにいウィメンズカレッジ」を開講しており、これまで5年で約90人が受講修了している。この中には、地方議会議員や審議会の公募委員として活躍している修了生も複数出ている状況である。 ・なお、「男女共同参画週間事業」や「女性に対する暴力をなくす運動」など本市で独自に取り組んでおり、県と相互に補完し合うことで、市民に対し幅広く男女共同参画について学ぶ機会を提供していきたいと考えている。 ・市職員に対しても、内閣府が実施する基礎研修等、男女共同参画に関する各種研修を受講させるなど、積極的に人材育成に取り組んでいく。 ・熊本県が取り組んでいる「男女参画社会づくり地域リーダー育成事業」については、本市でも積極的な周知を図るなどの協力を行っていく。 	市民局	男女共同参画課

「ドンドン語ろう！ in 植木」 (平成30年4月26日 植木文化センター) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：61名

No.	ご意見	回答	局	担当課
	<p>(1) 土地開発時におけるごみステーション設置の義務化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13区分譲地に設置場所がない。 ・住民が生活するのにごみが出るのは当たり前である。 ・開発業者からは一世帯あたり約40万円出せば設置するといわれたが、適切な金額とは思えないし出せない。 ・隣接自治会には条件があり入らず、班長が現在加入している自治会に掛け合い、ごみステーションを利用していたが、そこも利用できなくなり、現状は年単位の輪番制で各敷地内に設置しているが、設置場所の確保が難しい家もあり、また、いずれ資源物も拠点回収となると、常に敷地内にごみがある状態になる。 ・設置場所もないし、自治会退会希望者もいるので、戸別収集を頼んだが許可されなかった。ごみ収集は市の仕事であり、税金も納めているので、ごみ出し困難な場合は戸別収集を認めるべき。 	<p>【開発景観課】 開発行為の許可制度は、都市計画法（以下法という）に基づき、公共施設（道路、公園、下水道、消防水利等）について一定の基準を設け、この基準に適合したものに限り開発許可を行うことによって、良好な市街地の形成を誘導する制度である。 お尋ねのごみステーションについては、法に基づく公共施設として規定されていないため、開発許可制度でのごみステーションの設置の義務化は難しい。</p> <p>【廃棄物計画課】 本市では、高齢、傷病等によりごみをごみステーションまで出すことが困難で、かつ他の方の協力を得ることが難しい方を対象に、ご自宅へごみ収集に伺う「ふれあい収集」を実施しているが、いわゆる戸別収集については、費用対効果の面で課題があること等から、現状では、熊本市一般廃棄物処理実施計画において、「市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、ごみ収集カレンダーに従いごみステーションへ搬出することとする」と定め、ステーション収集を行っている。</p> <p>【北区総務企画課】 当該地域にお住まいの皆様のご同意のもと、現在輪番制で利用されているごみステーションの移設場所の決定に向けて、町内自治会及びごみ減量推進課と連携して取り組んでいく。</p>	<p>都市建設局</p> <p>環境局</p> <p>北区役所</p>	<p>開発景観課</p> <p>廃棄物計画課</p> <p>総務企画課</p>
2	<p>(2) 任意団体である自治会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権の尊重、結社の自由、行政サービスは平等のはずだが、自治会未加入者は、ごみステーションの設置すらできない。 ・申請はすべて自治会長のサインがいる。 ・地域のコミュニティーは未加入者を差別することなのか ・現在、共働きも増え勤務時間や休日も違い、生活スタイルも様々であり、そのような中、行事に参加できない家庭もある。加入者の意見だけでなく、未加入者の意見も聞いて尊重してほしい。 ・老人の方も大事だが、現役世代のことも考えてほしい。自治会=老人会になっている。 	<p>【地域活動推進課】 町内自治会は、同じ地域に住む人たちにより自主的に組織し、運営されている任意の団体である。 町内自治会は、住民のコミュニケーションの醸成や健康維持増進を目的とした行事開催だけではなく、防犯や子どもの見守り活動など、地域の安全安心を目的に、さまざまな活動やごみステーションの維持管理などの環境整備に取り組んでおられる。 これは、行政の手が行き届かない、きめ細やかな公共性の強いサービスを補完している側面もある。 町内自治会への加入は強制ではないが、趣旨をご理解いただき協力してほしい。</p> <p>【ごみ減量推進課】 本市では「ごみステーション設置要綱」に基づき、町内自治会長から「ごみステーション設置届出書」を各区役所総務企画課に提出していただき、現地確認等を行った上で収集の可否を判断しており、一般住民からの申請は受け付けていない。 しかしながら、ごみステーションの設置場所は地域にとって重要なことであるため、現在、北区役所総務企画課と協力して、輪番制で利用されているごみステーションの移設場所を町内自治会長と協議している。</p>	<p>市民局</p> <p>環境局</p>	<p>地域活動推進課</p> <p>ごみ減量推進課</p>

「ドンドン語ろう！ in 植木」 (平成30年4月26日 植木文化センター) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：61名

No.	ご意見	回答	局	担当課
	<p>(3) ドンドン語ろうの運営について ・老若男女平等に質問させてほしい。もしくは質問を事前に提出する方法をとるべきである。</p>	<p>【広聴課】 この直接対話の形式については、忌憚のないご意見を出していただけるよう、あえて、当日の会場にて挙手制でご発言、その場で市長が返答するという方法で運営している。 ご指摘のとおり、参加者の皆様に十分な発言の機会を確保できていない状況であることも重々承知しており、これまでも、挙手された方に、発言いただく順番を記載した紙をあらかじめお渡しするなど、参加者からの提案を採用しながら対策を講じてきたが、ご意見いただいた、質問の事前受付も検討したい。 本年8月までは現在の形式にて全てのまちづくりセンターで開催するが、その後は、高校生、大学生、企業社員を対象とした「ドンドン語ろう！」をそれぞれ計画しており、老若男女、多くの市民の皆様からご意見を伺うこととしている。</p>	政策局	広聴課
3	<p>(1) 分譲地全13世帯に対して、ごみステーションがない。市が開発許可を出した結果、ごみ出しという市民が当たり前を受けられるサービスを受けられない。ごみ出し場所について12世帯で話し合い、区役所へ相談しているが、約3年間たらい回しされ、解決されていない。今後、資源物の収集方法が一緒になったときにとても困る。分譲地開発の際はごみステーション設置の義務化をお願いする。 ごみは個人情報のかたまりである。今からでも行政から土地開発をした業者へ指導するか、1区画空いている所を災害時の簡易トイレなどを備えた公園にしてもらえないか。</p>	<p>【ごみ減量推進課】 本市では「ごみステーション設置要綱」に基づき、町内自治会長から「ごみステーション設置届出書」を各区役所総務企画課に提出していただき、現地確認等を行った上で収集の可否を判断しており、一般住民からの申請は受け付けていない。 しかしながら、ごみステーションの設置場所は地域にとって重要なことであるため、現在、北区役所総務企画課と協力して、輪番制で利用されているごみステーションの移設場所を町内自治会長と協議している。</p> <p>【開発景観課】 開発行為の許可制度は、都市計画法（以下法という）に基づき、公共施設（道路、公園、下水道、消防水利等）について一定の基準を設け、この基準に適合したものに限り開発許可を行うことによって、良好な市街地の形成を誘導する制度である。 お尋ねのごみステーションについては、法に基づく公共施設として規定されていないため、開発許可制度でのごみステーションの設置の義務化は難しい。</p> <p>【公園課】 ご要望の場所は私有地であるため公園の設置は難しい。</p>	環境局 都市建設局 都市建設局	ごみ減量推進課 開発景観課 公園課
	<p>(2) ごみステーション（ボックス）の設置などの手続き等は、分譲地内住民で行っており、自治会は動いてくれない。運動会やビーチバレーなど、イベントの協力は若い世帯に求められる。私たちが困っているのに助けてもくれない。自治会への加入メリットがまったくなく、必要ないと思う。若い人の自治会離れは時代とともに働き方も変わり休日に家族と過ごしたい人には負担が大きい。自治会制度の見直しを望む。</p>	<p>【地域活動推進課】 町内自治会は、同じ地域に住む人たちにより自主的に組織され、日常生活の中で発生する地域の課題をお互いに協力し合って解決し、住みよい地域をつくるために、さまざまな活動を行っている団体である。 活動としては、若い世代に限らず広く参加を募集するスポーツ等のイベントだけではなく、防犯や子どもの見守り活動など、地域の安全安心を目的に、さまざまな活動やごみステーションの維持管理などの環境整備に取り組んでおられる。 町内自治会への加入は強制ではないが、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いしたい。</p>	市民局	地域活動推進課